

日本法哲学会 ハラスメント防止宣言

近年、教育・研究機関でのハラスメントに関わる事案が報告され問題となっています。所属機関を異にする研究者によって構成される本学会においても、研究・交流活動にともなう権力関係は常に生じており、ハラスメントとは決して無縁ではありません。

ハラスメントは、被害者に対する不正な侵害であることはもちろん、未来ある研究者を研究活動から遠ざけ、それによって本来なされるべきであった議論を阻害し、学術研究や教育活動に重大な悪影響をもたらすものであり、これを許容することはできません。自由な討議と研究者相互の協力を通じて法哲学の研究と普及を目指す日本法哲学会としても、ハラスメントを防止することが必要であり、かつ学会の責務であると認識しています。

本宣言におけるハラスメントとは、研究・教育・職務上などの関係において優越的立場にある者が、相手方の意に反する不適切な言動によって、相手方に不利益や苦痛を与えたり、その脅威を与えたりすること、あるいは人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、身体的特徴などの個人の属性についての差別的言動によって、当該個人に不利益や苦痛を与えたり、その脅威を与えたりすることをいいます。ここにはセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどが含まれますが、それらに限定されるものではありません。

学会におけるハラスメントは、個々の会員が所属する大学や研究機関などの組織を超えた指導あるいは協力・連携関係の中で生じるために、各々が所属する機関や組織内での問題解決には限界があります。また、専門分野の閉ざされた人的ネットワークの中で生じるために、研究活動の継続や就職などへの影響を考慮して被害を訴えることが難しく、深刻化しやすいと考えられます。とりわけ、大学院生、任期付き研究員、非常勤講師など、その地位が不安定な者にとっては、研究活動の断念にもつながりやすいと言えます。結果として、学会でのハラスメントは、研究活動や組織運営を萎縮させるのみならず、公正で安全な教育・研究環境を奪い、学会活動の健全な発展を妨げることとなります。

日本法哲学会は、会員への呼びかけや啓発活動をつうじて、学会活動におけるハラスメントの防止に取り組み、自由で闊達な学術研究と教育活動の推進に努めることをここに宣言します。

日本法哲学会 総会（2022年11月12日）において採択